



# 洲本市 地域防災計画

【概要版】 2024.3

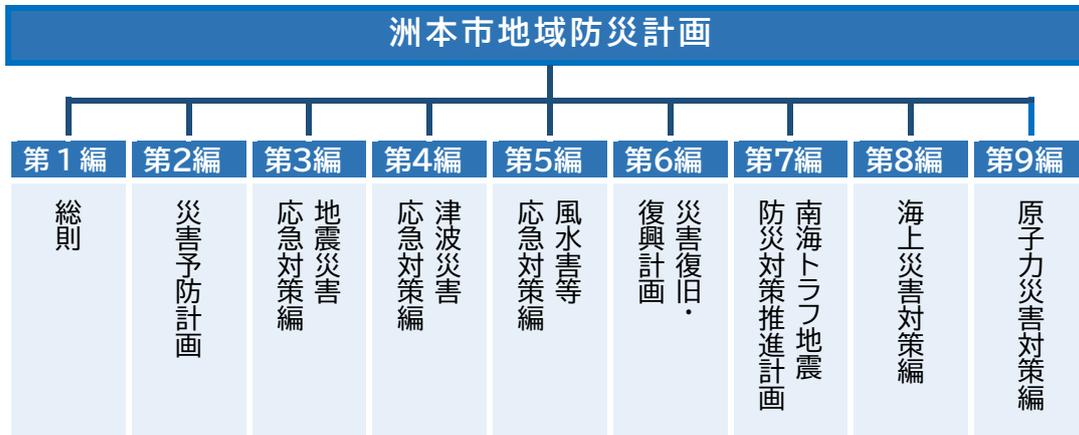
## 計画の目的

- 地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、洲本市における災害対策についてその基本を定め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、洲本市防災会議が定めるものです。
- この概要版は、地域防災計画のうち市民の皆さんに知っていただきたい事項を抜粋しまとめたものです。

# I 洲本市地域防災計画とは

## 1 計画の構成

洲本市地域防災計画は、9編で構成し、それぞれ災害への対応を定めています。

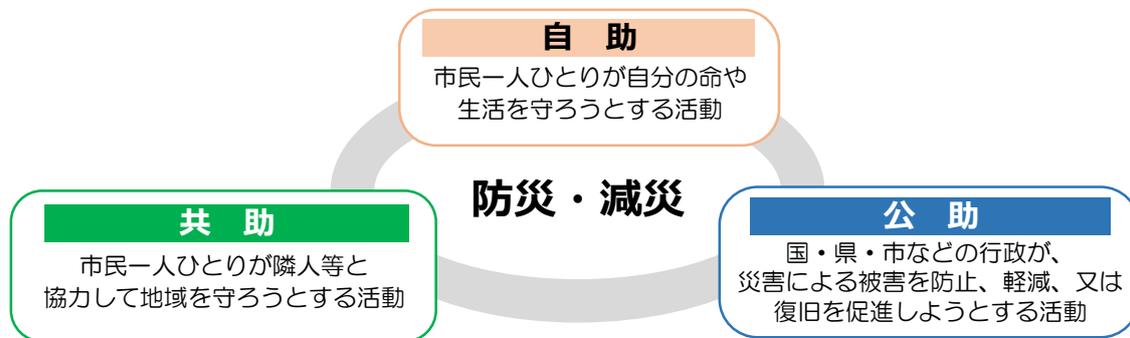


## 2 計画の理念

### 1 減災対策の推進

- ・災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とします。

### 2 自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進



### 3 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進

- ・災害対策の実施に当たっては、市民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら協働して防災の取組を推進します。

## 3 主な見直しのポイント

- ・令和元年度の改訂以降、近年の大規模災害や、国の法改正や各種計画改訂、兵庫県地域防災計画改訂(令和5年10月)を踏まえ、下記のポイントで見直しを行いました。

- ▶国の避難情報見直しを踏まえた反映
- ▶要配慮者対策(個別避難計画の作成義務化等)
- ▶感染症対策を踏まえた対策
- ▶災害対策におけるデジタル技術の活用
- ▶広域避難対策

## II 想定される被害

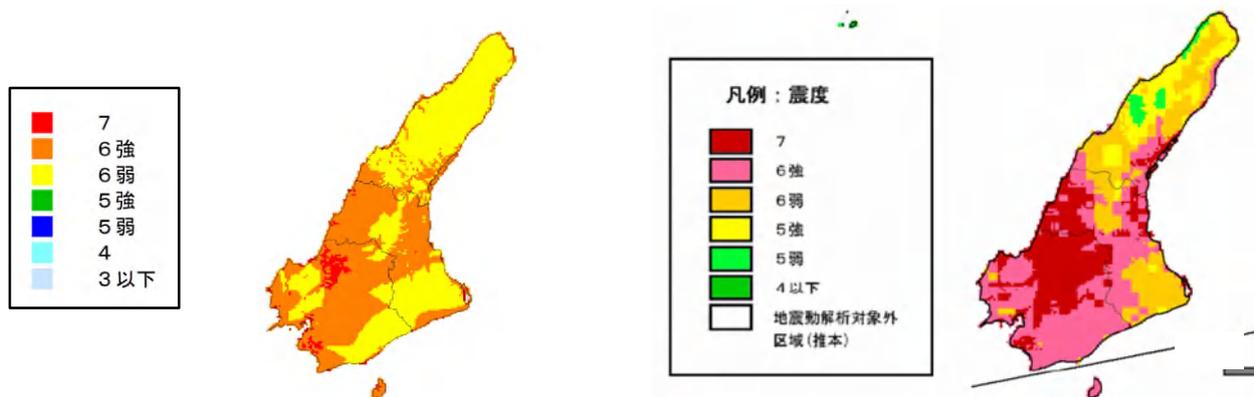
### 1 地震・津波による被害の想定（兵庫県による被害想定より）

- ・本市に特に大きな影響を及ぼす地震は、「南海トラフ地震」と「中央構造線断層帯（紀淡海峡-鳴門海峡）地震」が想定されています。
- ・また、津波災害は、「南海トラフ地震」による被害が想定されています。

想定震源	想定被害	建物被害(棟)(冬18時)			人的被害(人)(冬5時)			
		計	全壊	半壊	計	死者	重傷者	負傷者
南海トラフ地震	揺れ	15,473	6,549	8,924	3,665	413	610	2,642
	液状化	15	15	—	—	—	—	—
	がけ崩れ	127	38	89	7	3	—	4
	火災	43	(焼失棟数)		5	5	(冬18時)	
	津波(夏12時)	838	41	797	1,467	560	230	677
中央構造線断層帯	揺れ	21,438	12,402	9,036	1,532	785	345	402
	液状化	243	243	—	—	—	—	—
	がけ崩れ	1,087	326	761	50	22	—	28
	火災	67	(焼失棟数)		5	5	(冬18時)	

■南海トラフ地震震度分布図

■中央構造線断層帯地震(紀淡海峡-鳴門海峡)震度分布図



### 2 風水害等その他災害により想定される被害

洪水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水による浸水害については、河川の破堤及び溢水等による外水氾濫と、堤内地の排水不良による内水氾濫による被害を想定します。</li> <li>・市内に多数分布するため池が大雨等により決壊した場合の被害を想定します。</li> <li>・上記による、交通の遮断、農作物の冠水、感染症のまん延等、二次的被害を想定します。</li> </ul>
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、国や県により指定・公表されている地すべり防止区域や土砂災害警戒区域等、各区域や地区等における土砂災害による被害を想定します。</li> </ul>
火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建家や木造住宅の密集地等を火災による被害の危険性が高い区域として想定します。</li> </ul>
海上災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海難(衝突、乗揚、運航不能、その他事故等)による人身事故や重油等の流出事故を想定します。</li> </ul>
原子力災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質取扱施設における事故や運搬中における事故等により、施設敷地外における放射性物質や放射線の放出による被害を想定します。</li> </ul>

## Ⅲ 平時の備え【災害予防計画】

### 1 災害に対する基本方針

- ・市民の安全及び安心を確保することを市の最優先課題として位置づけ、過去の災害経験及び今後発生が想定される災害に関する情報を十分に生かし、災害を見すえた都市基盤づくり、市民が自ら行動し、継承していく災害対応体制づくり、迅速かつ確実に危機管理機能を発揮し、強力に災害対応を推進できる防災システムづくりなどを通じ、災害に強いまちづくりを推進します。
- ・国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画や兵庫県地域防災計画の被害想定等を踏まえ、地震・津波防災対策の実施に関する目標を明確にした推進プログラム等を作成するよう努めます。
- ・各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性に留意する必要があることから、市及び防災関係機関は、避難訓練と合わせた防災教育の実施や防災と福祉の連携等、様々な機会づくりにより、防災思想・意識の向上を図るとともに、普及啓発に努めます。

### 2 災害に対する重点施策

- ・重点施策は次のとおりです。

ソフト対策	●市民意識の高揚 ●自主防災組織等の育成 ●広域連携支援機能の整備
ハード対策	●防災拠点の整備 ●災害対応システムの整備 ●消防施設等の整備 ●災害に強い都市構造の形成 ●治山対策の推進 ●治水対策の推進

### 3 災害応急対策への備えの充実

- ・災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、業務継続体制の確保をはじめとする平時からの備えの充実に向け、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を示します。

#### 市の取組(公助)

- ▶組織体制を整備、充実
- ▶他市町等との相互応援協定の締結を推進
- ▶避難所の管理・運営体制整備
- ▶要配慮者避難体制の整備

#### 住民自身でできること(自助)

- ▶ハザードマップ等を活用し危険箇所の確認
- ▶「マイ避難カード」の作成
- ▶食料・水等の備蓄、非常用持ち出し品の確認

#### 地域での取組(共助)

- ▶消防水利の確認、防災資機材の整備

### 4 市民参加による地域防災基盤の充実

- ・平時から、減災のための備えを実践する市民運動を展開し、「自らの命、自らのまちは自ら守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、市民や企業等の防災活動への参加促進の方策を示します。

#### 市の取組(公助)

- ▶市民の防災意識の高揚、防災活動への参加促進
- ▶自主防災組織の育成強化
- ▶消防団の充実強化
- ▶事業所等の企業防災活動の推進

#### 住民自身でできること(自助)

- ▶市や地域が実施する訓練への参加

#### 地域での取組(共助)

- ▶地域の自主防災活動の活性化

## 5 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

・災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を図りうる堅牢でしなやかなまちづくりを進めるため、防災基盤の整備の内容等を示します。

### 市の取組(公助)

- ▶安全・安心な都市づくり、地域づくりを推進
- ▶公共施設等の耐震化や社会基盤施設の老朽化対策等を推進

### 住民自身でできること(自助)

- ▶支援制度を活用した耐震診断や耐震補強等

### 地域での取組(共助)

- ▶防災訓練等を通じた地域の初期消火力向上

## 6 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承

・阪神・淡路大震災の経験と教訓をいつまでも忘れることなく、安全で安心な社会づくりを推進するため、教訓の発信と継承のための取組を示します。

### 市の取組(公助)

- ▶防災・減災の取組を推進するための事業を実施
- ▶兵庫県住宅再建共済制度の普及浸透

### 住民自身でできること(自助)

- ▶県住宅再建共済制度等への加入

### 地域での取組(共助)

- ▶地区防災計画の提案、個別支援計画の策定、計画に基づく取組の実施

## IV 災害発生後の活動【災害応急対策計画】

### 1 基本方針

・本市において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策を実施する必要があるときは、災害対策基本法及び「洲本市災害対策本部条例」等に基づき「洲本市災害対策本部」を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施します。

### 2 災害応急対策の主な流れ

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容	
初動対策 (発災直後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置</li> <li>・災害対策要員の確保</li> <li>・被害情報の収集、分析、伝達</li> <li>・通信手段・情報網の確保</li> <li>・防災関係機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の提供、広報活動の実施</li> <li>・災害救助法の適用</li> <li>・人命救出、救助活動、救急医療活動の実施</li> <li>・消火、水防活動等被害拡大防止活動の実施</li> <li>・要配慮者の安全確保対策の実施</li> <li>・避難対策の実施</li> <li>・食料、物資の供給、応急給水の実施</li> <li>・ライフライン応急対策の実施</li> <li>・交通規制等交通の確保対策の実施</li> <li>・緊急輸送道路の確保等、緊急輸送対策の実施</li> </ul>	継続実施
緊急対策 (発災後1日程度～)	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種相談窓口の設置</li> <li>・被災者への生活救援対策の実施</li> <li>・災害ボランティアの受入環境整備</li> <li>・市外からの支援受入体制整備</li> <li>・土木施設復旧及び地震活動対策の実施</li> <li>・感染症対策等保健、衛生対策の実施</li> <li>・遺体の火葬等の実施</li> <li>・学校における教育機能回復等の教育対策の実施</li> </ul>	
応急対策 (発災後1週間程度～)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施</li> <li>・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施</li> <li>・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施</li> </ul>	

### 3 迅速な災害応急活動体制の確立

・災害応急対策を迅速に展開するため、市その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携のうえ、応急活動体制を確立します。

#### 市の取組(公助)

- ▶災害情報の収集・伝達と的確な応急対策を実施
- ▶防災関係機関や他市町との受援体制を確立し活動を実施

#### 住民自身でできること(自助)

- ▶身の回りの状況を把握し慎重な避難

#### 地域での取組(共助)

- ▶できる範囲で近隣の要配慮者の安否確認・救出活動

### 4 円滑な災害応急活動の展開

・災害応急対策を円滑に展開するため、重点的に実施すべき事項をあらかじめ時系列的に整理し、対策内容を点検、整備のうえ、実際の災害応急活動を展開します。

#### 市の取組(公助)

- ▶避難指示等を発令する際の適切な対象地域の設定
- ▶応急仮設住宅の確保
- ▶避難所対策(要配慮者対策、感染症対策等)の実施
- ▶災害ボランティアを受入れ、その活動を支援
- ▶被災者等の心身の健康対策、生活環境・衛生対策を実施
- ▶重油等の漂着の際は、二次災害防止活動を実施
- ▶原子力施設の事故が発生した際は、県の要請により、県外からの避難者の受入れを実施
- ▶要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達
- ▶飲食料品・物資等の円滑な供給体制を確立
- ▶児童生徒等の安全確保・応急教育活動実施
- ▶災害関連死の防止

#### 住民自身でできること(自助)

- ▶避難所運営への参加

#### 地域での取組(共助)

- ▶市、学校等と協力した避難所の運営

### 5段階警戒レベルによる防災情報区分及び情報提供

・市民等に周知徹底を図るとともに、市民等が警戒レベルに対応した行動をとれるように、わかりやすい情報伝達に努めます。

・洲本市からお住まいの地域に、「警戒レベル3」や「警戒レベル4」が発令された場合は、**速やかに避難**してください。

区分	警戒レベル (洪水、土砂災害、 高潮、内水氾濫)	市民等がとるべき行動	市民等の行動を 促す情報	防災気象情報
市が 発令	警戒レベル5	既に災害が発生しており 命を守る最善の行動をとる	災害の発生情報 緊急安全確保 (できる範囲で発表)	指定河川洪水予報 土砂災害警戒情報 気象警報 危険度分布 等
	警戒レベル4	避難 (屋内待避を含む緊急避難行動)	避難指示	
	警戒レベル3	高齢者や障害者等の要配慮者は 避難、他の住民は準備	高齢者等避難	
気象庁 が発表	警戒レベル2	避難に備えて 自らの避難行動の確認	注意報	風水害時は、 危険を感じたら 早めの避難 が重要です
	警戒レベル1	災害への心構えを高める	早期注意情報 (警報級の可能性)	

## V 復旧・復興に向けて【災害復旧・復興計画】

### 1 災害復旧・復興の基本方針

・地域の復旧・復興の推進に際して、被災地の詳細な状況把握を行うとともに、地域住民の意向等を反映した基本方針を策定します。

- ▶関係機関との緊密な連携を図り、被災地の詳細な情報を収集・整理・分析を実施
- ▶被災した住民等関係者との協議の場を設置し、住民意向の適正な把握を実施

### 2 災害復旧計画

・災害後の住民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じて、災害復旧計画を速やかに策定し、実施します。

- ▶関係機関と連携し、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発を防止
- ▶災害発生後の被災者の早期の生活再建及び被災地域の早期復興を目指し、被災者の生活再建への支援を実施

### 3 災害復興計画

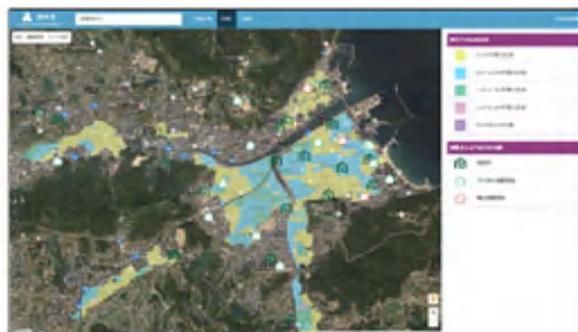
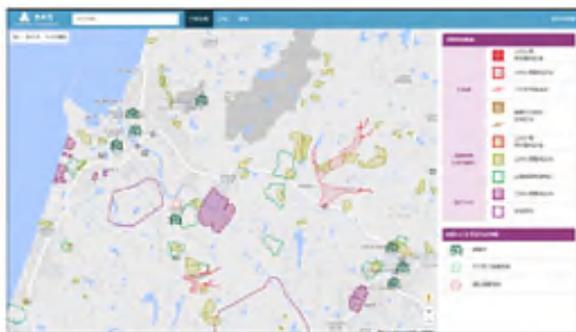
・著しい被害を受けた被災地域の復興を総合的に推進するため、復興本部を設置します。

- ▶応急措置及び復旧事業の実施状況を勘案し、復興本部を設置
- ▶組織及び運営は、災害の規模及び被害状況等を勘案し、決定
- ▶国の復興基本指針や県の復興計画(復興方針)に即して復興計画を作成



### 洲本市電子ハザードマップ

- ・洲本市内の土砂災害・洪水・津波・高潮・ため池に係るハザードマップをインターネット上の地図により確認することができます。
- ・住所検索や地図の拡大・縮小、航空写真画像への切り替え等、便利な機能が備わっています。
- ・いざという時のために、自分たちの住んでいる場所はどのような災害の危険があるのか、最寄りの避難所はどこにあるのかなど、日ごろから確認しておきましょう。



PC から

[https://www.city.sumoto.lg.jp/safety/hazardMap/flow\\_01.html](https://www.city.sumoto.lg.jp/safety/hazardMap/flow_01.html)

スマートフォンから





## ひょうご防災ネット(スマートフォンアプリケーション版)

Step1: QRコードを読み取って、ダウンロードしてください。

Android



iOS



または、[Google Play][App Store]で[ひょうご防災]を検索してください。

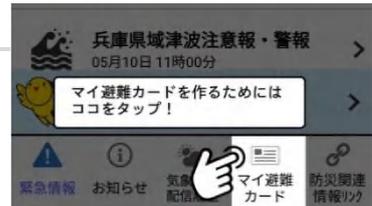
ひょうご防災 検索

Step2: 次に、アプリケーションを起動し、初期設定をしましょう。



Step3: 「マイ避難カード」を作成してみましょう。

災害時に速やかに避難行動がとれるように、「マイ避難カード」を作成してみましょう。



### ■洲本市防災ネット <http://bosai.net/sumoto/>

- ・洲本市では、携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、あらかじめ登録された方に、気象警報や地震情報、緊急情報等を発信しています。
- ・洲本市防災ネットのご登録は、[sumoto@bosai.net](mailto:sumoto@bosai.net) 宛てに空メールを送信してください。または右記 QR コードを読み取り、空メールを送信してください。



### ■防災出前講座

- ・洲本市では多くの市民の方に、災害への備えの大切さや、防災に関することを知っていただくために、「防災出前講座」を実施しています。
- ・この講座は、市の担当職員が地域の集会所や公民館までお伺いし、防災についてわかりやすくお話しします。
- ・少人数でも対応しますので、興味のある方は消防防災課までお気軽にお問合せください。



洲本市地域防災計画【概要版】 2024年 3月

洲本市 総務部 消防防災課

(本庁舎) ☎656-8686

兵庫県洲本市本町三丁目 4 番 10 号

電話番号 0799-22-3321(代表)